

改正後	現行																																																																																																						
<p style="text-align: center;">山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル〔改訂版〕</p> <p>1～14頁 (略) 15頁</p> <h2 style="text-align: center;">V 適合義務制度、事前届出制度の概要</h2> <h3>1 事前相談</h3> <p>計画されている施設が構造等基準のどのような項目に適合しなければならないのかについて、必要に応じ、事前に御相談ください。</p> <table border="0"> <tr> <td>■相談先 …</td> <td>・山口県健康福祉部厚政課</td> <td>TEL : 083-933-2724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・山口県土木建築部建築指導課</td> <td>TEL : <u>083-933-3839</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・岩国土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0827-29-1543</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・柳井土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0820-22-0397</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・周南土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0834-33-6475</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・宇部土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : <u>0837-52-1660</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長門土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0837-22-2922</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・萩土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0838-22-1829</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・下関市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 083-231-1380</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・宇部市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 0836-34-8434</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・山口市開発指導課 (※1)</td> <td>TEL : <u>083-934-2847</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・萩市建築課 (※1)</td> <td>TEL : 0838-25-3693</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・防府市建築課 (※1)</td> <td>TEL : 0835-25-2449</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・岩国市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 0827-29-5165</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・周南市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 0834-22-8423</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長門市都市建設課 (※2)</td> <td>TEL : 0837-23-1149</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・山陽小野田市都市計画課 (※2)</td> <td>TEL : <u>0836-82-1215</u></td> </tr> </table> <p>(注) 市は、特定行政庁 (※1 : 建築基準法第2条第35項の規定により建築主事を置いている市。すべての建築物についての審査等を行う) 又は限定行政特定庁 (※2 : 建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市。小規模な建築物のみ審査等を行う)</p> <h3>2 基準適合義務制度</h3> <p>構造等基準に適合させるよう努めなければならない (努力義務) とされている「公共的施設」(病院、劇場、集会所等多数の者の利用に供される施設) にうち、施設ごとに定められている面積規模を超えるもの「特定公共的施設」については、構造等基準に適合させなければなりません (適合義務)。</p> <p style="text-align: center;">15</p> <p>16～57頁 (略)</p>	■相談先 …	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724		・山口県土木建築部建築指導課	TEL : <u>083-933-3839</u>		・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543		・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397		・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475		・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : <u>0837-52-1660</u>		・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922		・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829		・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380		・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434		・山口市開発指導課 (※1)	TEL : <u>083-934-2847</u>		・萩市建築課 (※1)	TEL : 0838-25-3693		・防府市建築課 (※1)	TEL : 0835-25-2449		・岩国市建築指導課 (※1)	TEL : 0827-29-5165		・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423		・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149		・山陽小野田市都市計画課 (※2)	TEL : <u>0836-82-1215</u>	<p style="text-align: center;">山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル〔改訂版〕</p> <p>1～14頁 (略) 15頁</p> <h2 style="text-align: center;">V 適合義務制度、事前届出制度の概要</h2> <h3>1 事前相談</h3> <p>計画されている施設が構造等基準のどのような項目に適合しなければならないのかについて、必要に応じ、事前に御相談ください。</p> <table border="0"> <tr> <td>■相談先 …</td> <td>・山口県健康福祉部厚政課</td> <td>TEL : 083-933-2724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・山口県土木建築部建築指導課</td> <td>TEL : 083-933-3835</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・岩国土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0827-29-1543</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・柳井土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0820-22-0397</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・周南土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0834-33-6475</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・防府土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0835-22-3485</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・宇部土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0836-21-7125</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長門土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0837-22-2922</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・萩土木建築事務所建築住宅課</td> <td>TEL : 0838-22-1829</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・下関市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 083-231-1380</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・宇部市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 0836-34-8434</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・山口市開発指導課 (※1)</td> <td>TEL : 083-934-2677</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・周南市建築指導課 (※1)</td> <td>TEL : 0834-22-8423</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・萩市建築課 (※2)</td> <td>TEL : 0838-25-3693</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・防府市建築課 (※2)</td> <td>TEL : 0835-25-2449</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・岩国市開発指導課 (※2)</td> <td>TEL : 0827-29-5165</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・長門市都市建設課 (※2)</td> <td>TEL : 0837-23-1149</td> </tr> </table> <p>(注) 市は、特定行政庁 (※1 : 建築基準法第2条第35項の規定により建築主事を置いている市。すべての建築物についての審査等を行う) 又は限定行政特定庁 (※2 : 建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市。小規模な建築物のみ審査等を行う)</p> <h3>2 基準適合義務制度</h3> <p>構造等基準に適合させるよう努めなければならない (努力義務) とされている「公共的施設」(病院、劇場、集会所等多数の者の利用に供される施設) にうち、施設ごとに定められている面積規模を超えるもの「特定公共的施設」については、構造等基準に適合させなければなりません (適合義務)。</p> <p style="text-align: center;">15</p> <p>16～57頁 (略)</p>	■相談先 …	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724		・山口県土木建築部建築指導課	TEL : 083-933-3835		・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543		・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397		・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475		・防府土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0835-22-3485		・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0836-21-7125		・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922		・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829		・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380		・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434		・山口市開発指導課 (※1)	TEL : 083-934-2677		・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423		・萩市建築課 (※2)	TEL : 0838-25-3693		・防府市建築課 (※2)	TEL : 0835-25-2449		・岩国市開発指導課 (※2)	TEL : 0827-29-5165		・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149
■相談先 …	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724																																																																																																					
	・山口県土木建築部建築指導課	TEL : <u>083-933-3839</u>																																																																																																					
	・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543																																																																																																					
	・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397																																																																																																					
	・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475																																																																																																					
	・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : <u>0837-52-1660</u>																																																																																																					
	・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922																																																																																																					
	・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829																																																																																																					
	・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380																																																																																																					
	・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434																																																																																																					
	・山口市開発指導課 (※1)	TEL : <u>083-934-2847</u>																																																																																																					
	・萩市建築課 (※1)	TEL : 0838-25-3693																																																																																																					
	・防府市建築課 (※1)	TEL : 0835-25-2449																																																																																																					
	・岩国市建築指導課 (※1)	TEL : 0827-29-5165																																																																																																					
	・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423																																																																																																					
	・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149																																																																																																					
	・山陽小野田市都市計画課 (※2)	TEL : <u>0836-82-1215</u>																																																																																																					
■相談先 …	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724																																																																																																					
	・山口県土木建築部建築指導課	TEL : 083-933-3835																																																																																																					
	・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543																																																																																																					
	・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397																																																																																																					
	・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475																																																																																																					
	・防府土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0835-22-3485																																																																																																					
	・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0836-21-7125																																																																																																					
	・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922																																																																																																					
	・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829																																																																																																					
	・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380																																																																																																					
	・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434																																																																																																					
	・山口市開発指導課 (※1)	TEL : 083-934-2677																																																																																																					
	・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423																																																																																																					
	・萩市建築課 (※2)	TEL : 0838-25-3693																																																																																																					
	・防府市建築課 (※2)	TEL : 0835-25-2449																																																																																																					
	・岩国市開発指導課 (※2)	TEL : 0827-29-5165																																																																																																					
	・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149																																																																																																					

58頁

II 6 階段

【基本的な考え方】

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担となるとともに、転落、転倒などの事故の危険性が高いところであり、安全性の確保や負担の軽減に配慮する必要があります。十分な幅員を確保し、手すりや蹴場を設けるなどの配慮を行うとともに、設置場所についても十分な検討が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。	
●手すり	イ 蹴場を除き、手すりが設けられていること。	手すりの高さは75cm～85cm程度とします。
●表面の仕上げ	ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。	
●識別性	ハ 階面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。	段鼻の色の明度差を大きくする等により識別性を確保します。
●つまづきにくさ	ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造であること。	
●点状ブロック等	ホ 段がある部分の上端に近接する蹴場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する蹴場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。	
●回り階段の禁止	ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	らせん階段や蹴場部分の段を設けた階段を禁止する基準です。

○設計標準

項目	整備水準	解説
○傾斜路、昇降機の設置	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段を整備の対象とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○有効幅員	・階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 ・階段の有効幅員は、140cm以上とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。
○蹴場	・転落時の防止のため、適所に蹴場を設けます。	
○側壁	・階段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。	
○階段の寸法	・階段のけあげは16cm以下、路面は30cm以上とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○手すり	・つまづき防止のため、け込みは2cm以下とします。 ・蹴場を除き、両端に手すりを設けます。 ・階段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下地で支持します。	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは75cm～85cm程度とします。

59～101頁(略)

58頁

II 6 階段

【基本的な考え方】

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担となるとともに、転落、転倒などの事故の危険性が高いところであり、安全性の確保や負担の軽減に配慮する必要があります。十分な幅員を確保し、手すりや蹴場を設けるなどの配慮を行うとともに、設置場所についても十分な検討が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。	
●手すり	イ 蹴場を除き、手すりが設けられていること。	手すりの高さは75cm～85cm程度とします。
●表面の仕上げ	ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。	
●識別性	ハ 階面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。	段鼻の色の明度差を大きくする等により識別性を確保します。
●つまづきにくさ	ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造であること。	
●点状ブロック等	ホ 段がある部分の上端に近接する蹴場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する蹴場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。	
●回り階段の禁止	ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	らせん階段や蹴場部分の段を設けた階段を禁止する基準です。

○設計標準

項目	整備水準	解説
○傾斜路、昇降機の設置	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段を整備の対象とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○有効幅員	・階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 ・階段の有効幅員は、140cm以上とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。
○蹴場	・転落時の防止のため、適所に蹴場を設けます。	
○側壁	・階段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。	
○階段の寸法	・階段のけあげは16cm以下、路面は30cm以上とします。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○手すり	・つまづき防止のため、け込みは2cm以下とします。 ・蹴場を除き、両端に手すりを設けます。 ・階段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下地で支持します。	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは75cm～85cm程度とします。

59～101頁(略)

II

14 客室

【基本的な考え方】

ホテルや旅館の客室は、高齢者、障害者等が円滑にできるように十分スペースを確保し、段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。また、ベッド、便所、浴室についても配慮が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
客室「10-1」	ホテル・旅館で用途面積が2,000㎡以上で客室の総数が50以上であるものにあつては、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の客室は、次に定める構造とすること。	
●床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	ベッド廻り、出入口廻りに150cm×150cm以上のスペースを確保します。
●車いす使用者用便所	ロ 車いす使用者用便所が設けられていること。ただし、当該客室のある階に次に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便所が1以上設けられていること。 (一) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (2) 車いす使用者用便所が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 (3) 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。 (一) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。 (二) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。	
●車いす使用者用便所等の出入口	ハ 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
●浴室・シャワー室	ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する浴室が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 浴槽及び洗い場の周囲には、手すりが設けられていること。 (2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。 (3) 出入口は、次に定める構造であること。 ・有効幅員は、80cm以上であること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	

II

14 客室

【基本的な考え方】

ホテルや旅館の客室は、高齢者、障害者等が円滑にできるように十分スペースを確保し、段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。また、ベッド、便所、浴室についても配慮が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
客室「10-1」	ホテル・旅館で用途面積が2,000㎡以上で客室の総数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。	
●床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	ベッド廻り、出入口廻りに150cm×150cm以上のスペースを確保します。
●車いす使用者用便所	ロ 車いす使用者用便所が設けられていること。ただし、当該客室のある階に次に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便所が1以上設けられていること。 (一) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (2) 車いす使用者用便所が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 (3) 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。 (一) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。 (二) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。	
●車いす使用者用便所等の出入口	ハ 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
●浴室・シャワー室	ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する浴室が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 浴槽及び洗い場の周囲には、手すりが設けられていること。 (2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。 (3) 出入口は、次に定める構造であること。 ・有効幅員は、80cm以上であること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	

V 適合義務制度、事前届出制度の概要

1 事前相談

計画されている施設が構造等基準のどのような項目に適合しなければならないのかについて、必要に応じ、事前に御相談ください。

■相談先	…	・山口県健康福祉部厚政課	TEL : 083-933-2724
		・山口県土木建築部建築指導課	TEL : 083-933-3839
		・岩国土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0827-29-1543
		・柳井土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0820-22-0397
		・周南土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0834-33-6475
		・宇部土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-52-1660
		・長門土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0837-22-2922
		・萩土木建築事務所建築住宅課	TEL : 0838-22-1829
		・下関市建築指導課 (※1)	TEL : 083-231-1380
		・宇部市建築指導課 (※1)	TEL : 0836-34-8434
		・山口市開発指導課 (※1)	TEL : 083-934-2847
		・萩市建築課 (※1)	TEL : 0838-25-3693
		・防府市建築課 (※1)	TEL : 0835-25-2449
		・岩国市建築指導課 (※1)	TEL : 0827-29-5165
		・周南市建築指導課 (※1)	TEL : 0834-22-8423
		・長門市都市建設課 (※2)	TEL : 0837-23-1149
		・山陽小野田市都市計画課 (※2)	TEL : 0836-82-1215

(注) 市は、特定行政庁 (※1 : 建築基準法第2条第35項の規定により建築主事を置いている市。すべての建築物についての審査等を行う) 又は限定行政特定庁 (※2 : 建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市。小規模な建築物のみ審査等を行う)

2 基準適合義務制度

構造等基準に適合させるよう努めなければならない (努力義務) とされている「公共的施設」(病院、劇場、集会所等多数の者の利用に供される施設) にうち、施設ごとに定められている面積規模を超えるもの「特定公共的施設」については、構造等基準に適合させなければなりません (適合義務)。

II

6 階段

【基本的な考え方】

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担となるとともに、転落、転倒などの事故の危険性が高いところであり、安全性の確保や負担の軽減に配慮する必要があります。十分な幅員を確保し、手すりや踊場を設けるなどの配慮を行うとともに、設置場所についても十分な検討が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
階段「2-1」 ●手すり ●表面の仕上げ ●識別性 ●つまづきにくさ ●点状ブロック等 ●回り階段の禁止	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造であること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	<p>手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p> <p>段鼻の色の明度差を大きくする等により識別性を確保します。</p> <p>らせん階段や踊場部分の段を設けた階段を禁止する基準です。</p>

○設計標準

項目	整備水準	解説
○傾斜路、昇降機の設置 ○有効幅員 ○踊場 ○側壁 ○階段の寸法 ○手すり	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 階段の有効幅員は、140cm以上とします。 <ul style="list-style-type: none"> 転落時の防止のため、適所に踊場を設けます。 階段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。 階段のけあげは16cm以下、路面は30cm以上とします。 つまづき防止のため、け込みは2cm以下とします。 踊場を除き、両端に手すりを設けます。 階段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは75cm～85cm程度とします。</p>

II

14 客室

【基本的な考え方】

ホテルや旅館の客室は、高齢者、障害者等が円滑にできるように十分スペースを確保し、段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。また、ベッド、便所、浴室についても配慮が必要です。

●構造等基準

項目	整備水準	解説
客室「10-1」	ホテル・旅館で用途面積が2,000㎡以上で客室の総数が50以上であるものにあつては、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の客室は、次に定める構造とすること。	
●床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	ベッド廻り、出入口廻りに150cm×150cm以上のスペースを確保します。
●車いす使用者用便房	ロ 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該客室のある階に次に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便房が1以上設けられていること。 (一) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (2) 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 (3) 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。 (一) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。 (二) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。	
●車いす使用者用便房等の出入口	ハ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とする。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
●浴室・シャワー室	ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する浴室が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 浴槽及び洗い場の周囲には、手すりが設けられていること。 (2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。 (3) 出入口は、次に定める構造であること。 ・有効幅員は、80cm以上であること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	